

令和2年 No.2

○国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

改正理由

条項番号の整合性を図るため、所要の改正を行うものである。

承認経過

条項番号の整合性を図るための形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年1月10日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和2年規程第1号

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：条項番号の整合性を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 この規程において「専用実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>(6) <u>第14条</u>に規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利</p> <p>5 この規程において「通常実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>(6) <u>第14条</u>に規定する権利に係るノウハウについて実施をする権利</p> <p>6・7 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年1月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 この規程において「専用実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>(6) <u>第14条第2項</u>に規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利</p> <p>5 この規程において「通常実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>(6) <u>第14条第2項</u>に規定する権利に係るノウハウについて実施をする権利</p> <p>6・7 [省略]</p> <p>[省略]</p>